

情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会
UWB 無線システム作業班（第6回）議事要旨（案）

1 日時

平成25年6月4日（火） 16:00～17:20

2 場所

中央合同庁舎第2号館8階 第4特別会議室（総務省）

3 出席者（敬称略）

主 任 : 高田（東京工業大学）

構 成 員 : 青山（スカパーJSAT(株)）、明山（(一社)日本アマチュア無線連盟）、浅野（(株)日立国際電気）、池田（NHK放送技術研究所）、石田（代理：臼田、クアルコムジャパン(株)）、石塚（電気事業連合会）、伊丹（東京理科大学）、伊藤（(一社)日本船主協会）、今泉（日本電信電話(株)）、大村（代理：斉藤、(一社)電波産業会）、亀谷（国立天文台）、川口（代理：佐藤、全日本空輸(株)）、川端（(株)富士通システム統合研究所）、鬼頭（日本電気(株)）、菅田（代理：川西、KDDI(株)）、関口（代理：岡本、シャープ(株)）、高田（(一社)日本民間放送連盟）、碓（代理：藤井、(株)NTTドコモ）、中川（(一財)テレコムエンジニアリングセンター）、中村（水洋会）、野田（(株)日立製作所）、林（代理：浅見、日本テレビ放送網(株)）、松村（(株)ダイフク研究・研修センター）、三宅（日本無線(株)）

事 務 局 : 中越、齋藤、中川（総務省移動通信課）

4 配布資料

資料U作6-1	前回議事要旨（案）	事務局
資料U作6-2	携帯電話アドホックグループの検討結果	李構成員
資料U作6-3	交流電源接続規制に対する対応案について	事務局
資料U作6-4	交流電源接続等の規制緩和に対する意見	青山構成員
資料U作6-5	報告書案（第5章、第7章除く）	事務局
資料U作6-6	今後のスケジュール予定	事務局
参考資料1	UWB無線システム作業班構成員	事務局
参考資料2	各アドホックグループ構成員	事務局
参考資料3	情報通信審議会 情報通信技術分科会 移動通信システム委員会運営方針	事務局
参考資料4	UWB無線システム作業班運営方針	事務局

5 議事

(1) 前回議事要旨（案）について

事務局より、資料U作6-1に基づき、第5回UWB無線システム作業班の議事要旨（案）について説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

高田主任： 3ページの高田構成員の発言で、割計を周波数割当計画に変更した方がよい。

事務局： 承知した。

(2) 携帯電話アドホックグループの検討結果について

事務局より、資料U作6-2に基づき、携帯電話アドホックグループの検討結果について説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

明山構成員： 3ページで、信号を検出した場合は-70dBm/MHzで運用するとあるが、これは実際可能なのか。電波の発射を停止するというようなことにはしないのか。

事務局： 現行の制度では、干渉軽減機能がなければ-70dBm/MHzに落とすとしているので、それに則ったもの。

高田主任： 実際に使えるかでなく、あくまで現行の制度を踏まえたものということか。3ページの[]の取り扱いについて何うが、報告書には[]を外した値を記載するのか、それとも[]のまま記載するのか。

事務局： []書きのまま、報告書をまとめることを考えている。

高田主任： スケジュールは大丈夫か。

事務局： 電波監理審議会には間に合うと考えている。

(3) 交流電源接続規制について

事務局より、資料U作6-3に基づき、交流電源接続規制に対する対応案について説明があった。また、青山構成員より、資料U作6-4に基づき、交流電源接続等の規制緩和に対する意見について説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

亀谷構成員： 青山構成員の意見はごもっともであると考えている。今回、電波天文業務との共用検討をいただいたセンサー用途UWBについては大丈夫であると考えている。しかし、通信用途UWBを緩和する場合は、青山構成員が懸念されている4点が必要である。通信用途UWBについては検討していただきたいと考える。

野田構成員： センサー用途UWBについては、これまでの議論を踏まえ、交流電源を外すことを了承いただき感謝している。通信用途UWBで懸念されている4点についてであるが、そもそも現状を考えると高速通信用UWBは限られた分野で用途があることから、そこまで影響を与えるものでもなく、交流電源や固定の制約があると潰されてしまう。一方、資料後半で記述いただいている技術的条件等の見直しに関する対応については、了承する。

また、青山構成員はハイバンドよりもローバンドを懸念なさっていると考えているが、ローバンドは厳しい条件の干渉軽減機能を搭載することに

なり、仮に間違っで屋外で使われてしまっても干渉の発生リスクは低いと考える。

明山構成員： 外で使われてしまうケースを考え、壁損失なしの場合の検討をした方がよいと考える。

高田主任： 屋外に持ち出された場合の影響については、壁損を考慮している場合と考慮していない場合があり、この場で検討することは難しい。資料U作6-3の3ページ目にあるように、本制度は設備規則としておかしいものであるが、一度出来てしまった以上、要望がなければこのままでよいと考えていた。そもそも屋外利用は交流電源規制の有無に関係なく認められていない。今回の議論は屋内利用を担保する手段として交流電源規制は有効でないというのが発端である。

交流電源規制の撤廃により屋外利用のリスクが高くなるのが懸念されているが、そもそもリスクの高さ自体は干渉検討の中で議論されているものではない。当時は、感情的なわだかまりがあって、交流電源規制を入れることで決着したが、後で見返してみると、必ずしも屋内利用を担保することになっておらず、リスクの軽減に繋がっていない。

交流電源規制を課しても課さなくても、屋外利用の禁止という法規的な意味で違いがないのであれば、屋上屋を重ねていることになるので、この議論を機会に撤廃してもよいのではないか。

青山構成員： 通信用途はコンシューマー利用であるため、ある程度屋外で使われてしまう可能性も考えないといけない。そういう意味で、コンシューマーマーユーザの数を把握していくことは必要である。

高田主任： 資料U作6-4の最後の2段落については、報告書にぜひ入れていただきたい。普及予測が想定よりも上回る場合、技術的条件を見直すとした方がよい。

事務局： この部分については報告書に盛り込むこととする。

高田主任： これまでの議論を踏まえると、二重規制を止める、普及予測が変わる場合は再検討を行う、屋内利用であることを訴えるということによりか。

青山構成員： こういう議論をしたというリスクを報告書に明記したい。

野田構成員： 屋内利用の規定だけになるのであれば、資料U作6-4の91ページの運用制限の項目で、①屋内に固定的に設置の書きぶりをどうするのか。希望としては、屋内利用に限定という文言だけにしていただきたい。

高田主任： 事務局は他のシステムについての状況をご存じか。

事務局： 屋内のみで使用することと、その旨を表示させるよう明記している。

青山構成員： スカパーの希望としては、①の記述を残すこととしたい。

高田主任： 先ほどの議論との整合性を踏まえると、屋内利用という記述は別にありするため、①を外してもよいと考える。

(4) 報告書案について

事務局より、資料U作6-5に基づき、報告書案について説明があった。

質疑応答の概要は以下のとおり。

高田主任：事務局に確認だが、現在の報告書案では第6章がセンサー用途UWB無線システムの技術的条件となっているが、通信用途UWBも含めた交流電源に関する記述はどこに付け加えるのか。

事務局：一案であるが、第6章をUWB無線システムの新たな利用に向けた技術的条件とし、その一つ下のレベルにセンサー用途UWB無線システムの技術的条件、干渉軽減機能の技術的条件、運用制限の見直しの章立てとすることを考えている。

高田主任：H17年度の報告書では第4章の共用条件は結論のみであり、詳細は参考資料としていた。現在のものでは結論がわかりにくいため、今回もそのような構成とするように。

青山構成員：共用条件のまとめを第4章の最後とする書き方もある。

高田主任：青山構成員の意見もありだと考えるが、報告書本体には最低限のことだけ記述して、詳細は参考とする方がよいと考える。

事務局：対応する。

池田構成員：屋内利用については二重規制であり、屋内で使えば問題ないということであるが、このままでは屋内利用のみである旨を機器に表示するだけでいいになってしまう(91ページ)。説明書などでユーザに注意喚起することも報告書に反映していただきたい。

高田主任：報告書への記載をお願いしたい。

中川構成員：91ページの拡散帯域幅で500MHzとなっているが、450MHzではないのか。

事務局：H17年度の報告書で500MHzとし、制度化時に450MHzとしたため、450MHzが正しい。修正する。

亀谷構成員：85ページの総務省告示で保護されている電波天文設備の場所についてであるが、川内を薩摩川内に修正していただきたい。

高田主任：フォント等も直すように。

事務局：承知した。

高田構成員：91ページの運用制限のところは技術的条件に反映される箇所であるため、先ほどの議論を踏まえ、①屋内に固定的に設置する旨の記述を削除したことは理解できる。一方、31ページは干渉検討の前提を記載する箇所なので、屋内利用に限定される旨を丁寧に書き、しっかりと担保できるように報告書に記載していただきたい。

高田主任：被干渉側の方々が不安にならないよう報告書を取りまとめるように。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局より、資料U作6-6に基づき、今後のスケジュールについて説明があった。

特段の意見等なく承認された。

(6) その他

事務局より、次回の作業班（6月22日を予定）において、報告書案を提示し、6月下旬の委員会を経て、報告書案をパブリックコメントにかけるとの説明があった。

以上